

身体的拘束等の適正化のための対策を

検討する委員会

社会医療法人青雲会 介護老人保健施設 青雲荘

※委員会名を以下、身体的拘束等適正化検討委員会という

身体的拘束等の適正化のための指針

指針項目

- ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ②身体的拘束等適正化検討委員会その他施設の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ⑤発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- ① 青雲荘では、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
- ② 青雲荘では身体的拘束の適正化に関し、次の方針を定め、常に荘内に周知徹底させ、身体的拘束ゼロを目指す。
 - (1) 身体的拘束を必要としない状態の実現を目指し、職員が一丸となって身体拘束防止に取り組む。
 - (2) 入所者の人格を尊重し、すべての職員が身体的拘束防止に関して共通の認識と行動を持つように努める。
 - (3) 事故が起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する。
 - (4) 常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体的拘束を行う場合は、極めて限定的に行う。

身体的拘束は、原則として高齢者虐待にあたることを理解し、身体的拘束ゼロを目指す取り組みを実施・継続していくために、この指針を定める。

②身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事

- ① 身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体的拘束適正化検討委員会を設置する。ただし、虐待防止委員会との一体的な運用も可能とする。
- ② 身体的拘束等適正化検討委員会は、1か月に1回以上開催することとし、身体的拘束の発生や終了に関する事項がある場合には、必要に応じて随時開催すること。
- ② 身体的拘束等適正化検討委員会は、高齢者虐待防止に関する事項についても検討をすること。
- ③ 身体的拘束等適正化検討委員会は、上記結果を集計・分析を行い施設長・管理者に結果を報告する。また、委員会議事録を全職員へ発信し、周知徹底する。

③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体的拘束等の適正化のための職員研修について、身体的拘束に関する正しい知識や廃止に向けた考え方について理解を深め、身体的拘束ゼロに向けた取り組みを実施していくことを目的に研修を実施する。

・定期的な教育を年に2回以上実施。

・新規採用時に実施。

※研修の実施内容については記録を残す。

④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための 方策に関する基本方針

- ・身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。
- ・施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告を受けた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

身体的拘束にあたる具体的な例

- ① 徘徊・転落しないように、車椅子やベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ③ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。
- ④ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑤ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑥ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を用意する。
- ⑦ 脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑧ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑧ 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束の実施については、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが、極めて慎重に実施された場合のみ限られる。

「緊急やむを得ない場合」の判断については、当該部署の責任者及び施設長の合意の下で行う。その上で、身体的拘束等の適正化検討委員会において、十分に協議する必要がある。職種や個人による個別的な判断は行わない。

入所者が前条における要件をすべて満たしていると委員会が判断した場合は、遅滞することなく、施設長は、職員に対し次の内容を指示する。

- ① 入所者及び家族に対しては、身体的拘束に関する説明書(様式第1号)に基づいて、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、実施する期間を十分に説明し、理解を得るように努める。
- ② 入所者及び家族に了承を得た上で利用者に対して身体的拘束その他行動制限が行われる場合は、利用者の様態、時間及び心身の状況を記録する。
- ③ 身体的拘束の実施については、その経過観察及び経過記録を基に1か月に1回は身体的拘束の廃止に向けた会議を実施する。

緊急やむを得ない場合の例外三原則について

入所者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供することが原則。しかしながら、以下3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- | | |
|------|---|
| 切迫性 | 入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 |
| 非代替性 | 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。 |
| 一時性 | 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 |

身体的拘束例外三原則

⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・当該指針は、入所者等が閲覧できるよう掲示します。
- ・また、自由に閲覧できるように、施設のホームページに公表します。

⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む必要がある。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。